

Harmony通信

vol.115
2014.09

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



企業はどのような手当を支払っているの？

独立行政法人労働政策研究・研修機構が昨年9月に実施した「企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査」の結果が発表されています。

この調査は常用労働者1人以上を雇用している全国の民間企業20,000社を対象に行われ、7,409社が回答しました。

調査結果によると、諸手当の制度がある企業の割合のトップ10は次の通りとなっています。

※カッコ内はパートタイム労働者に支給されている割合です。

- (1) 通勤手当 89.8% (76.4%)
- (2) 役付手当 66.2% (10.5%)
- (3) 家族手当・扶養手当・育児支援手当 47.0% (3.6%)
- (4) 技能手当・技術(資格)手当 35.6% (10.4%)
- (5) 住宅手当 32.0% (1.6%)
- (6) 業績手当 29.9% (15.4%)
- (7) 精皆勤手当・出勤手当 22.3% (8.6%)
- (8) 調整手当 19.3% (4.6%)
- (9) 特殊勤務手当 13.4% (5.5%)
- (10) 上記以外の生活手当 12.8% (4.2%)

なお、今年の通常国会において改正パートタイム労働法が成立し、平成27年4月1日から施行されますが、ポイントの1つである「パートタイム労働者の公正な待遇の確保」に関して、厚生労働省が作成したリーフレットには次の記載がありますので、今後は注意が必要です。

【職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象に＜施行規則第3条＞】

「通勤手当」という名称であっても、距離や実際にかかっている経費に関係なく一律の金額を支払っている場合のような、職務の内容に密接に関連して支払われているものは、正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努める必要があります。

参考

[企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査](http://www.jil.go.jp/institute/research/2014/127.htm)

(独立行政法人労働政策研究・研修機構)

<http://www.jil.go.jp/institute/research/2014/127.htm>

[改正パートタイム労働法 リーフレット \(厚生労働省\)](http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/dl/tp0605-1o_01.pdf)

http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/dl/tp0605-1o_01.pdf

編集後記

仙台の初秋を彩る音楽イベント、定禅寺ストリートジャズフェスティバルが、今年も開催されます。普段、音楽にあまり興味が無い方でも、街中に数多く点在するステージに思わず足を止めたり、これがかきかけで音楽を始めた方方もいらっしゃるかと思います。そもそもジャズって何でしょう？私も難しいことはよくわかりませんが、ジャズの歴史は、誕生してからまだ100年しか経っていないのだそうです。クラシックに比べれば本当に若いジャンルですね。わずか1世紀の間に確立された理由は様々あると思いますが、一言で言えばその魅力は「自由である」ことに尽きるかもしれません。とはいえ、曲毎に決められたルール(コード進行)を守らなければ、成立しないのですが、ルールを暗譜していれば、楽譜を持っていなくても、どこでも誰とでも演奏が可能、時には言葉よりも雄弁なコミュニケーションになり得ます。街のどこかで生のジャズが聴こえてきたら、是非、演奏者の「声」に耳を傾けてみて下さい。

労災防止～熟練者の「慣れ」対策をお願いします！

世間では未経験者の業務中の事故について話題になっていますが、熟練者についても注意が必要です。

～経験者が陥りやすいリスク～

経験が豊富であることから「**習慣としている動作が出る**」

知識が豊富であることから「**早合点する**」

作業がうまいことから「**手抜きをする**」

仕事(作業)に自信があることから「**確認をしない**」

仕事(作業)が早いことから「**別のことに手を出す**」

朝、元気だった仲間が、一人残らず無事に帰宅することが当たり前である毎日のために、今こそ、基本動作の再確認、危険箇所の確認と回避をお願いします！！

雇用保険の育児休業給付金が変わります！

これまでの育児給付金制度では、支給単位期間中に11日以上就業した場合には、その支給単位期間について給付金は支給されませんでした。

平成26年10月1日以降は、10日を超える就業をした場合であっても、

<就業していると認められる時間が80時間以下>の時は、育児休業給付が支給されます。

これに伴い様式も変更されます。ご注意ください。

改正労働安全衛生法Q&Aが公表されました

6/25に公布された「改正労働安全衛生法」(平成26年法律第82号)に関連して、厚生労働省(労働基準局 安全衛生部)から「改正労働安全衛生法Q&A集」(9/1付)が公開されています。

検索！

全体で84のQ&A集となっていますが、このうち「ストレッチャー制度の創設」についてのQ&Aが36と最も多くを占めています。今後は平成26年12月～平成27年1月頃に労働政策審議会(安全衛生分科会)が開催、平成27年2月～3月頃に省令・指針等が策定されるスケジュールとなっており、平成27年12月までに改正法(ストレッチャー実施義務付けの部分)が施行される予定です。

Harmony通信 2014.09

#発行：2014年9月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony司法書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

Harmony行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>